

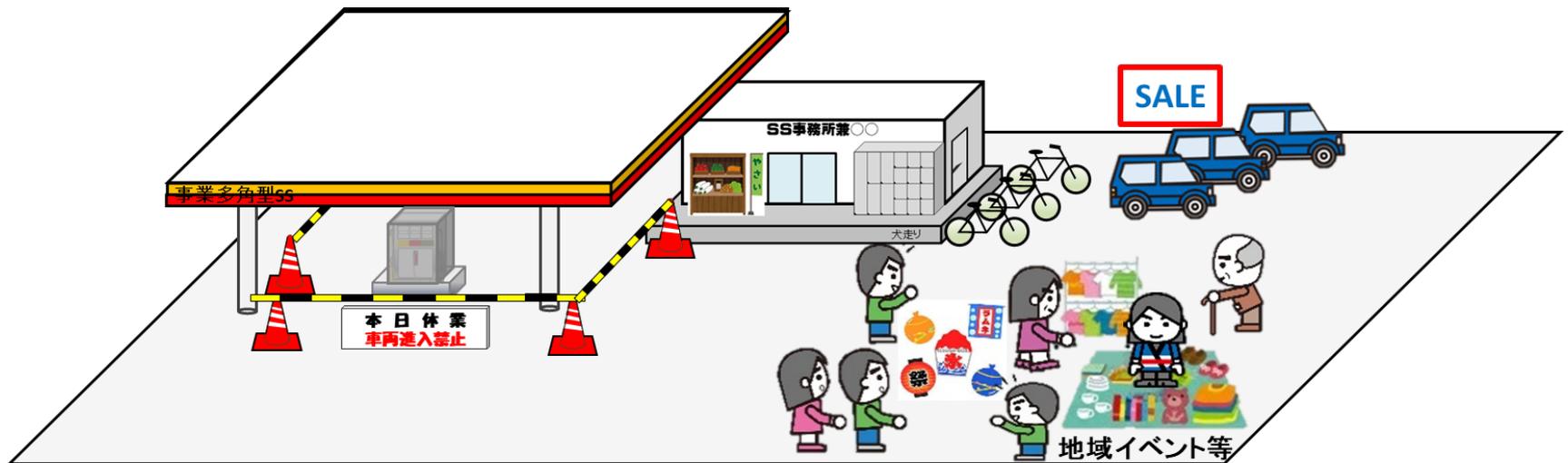
営業時間外における販売等の 業務の整理

消防庁危険物保安室

営業時間外における販売等の業務の整理

【検討目的】

給油取扱所で行われる給油の業務に付帯する業務の多様化が進んでいること等に鑑み、一定の安全対策を講じた上で、レンタルオフィス、宅配ボックス、配達物流の中継拠点、祭礼等の業務を行えるとする見解を示しているが、認められる業務や安全対策を整理し、できるだけ包括的に示す。



< 営業時間外におけるスペース活用のニーズ（イメージ） >

現行法令等の整理と検討の方向性

【危険物の規制に関する政令（抜粋）】

（取扱いの基準）

第二七条 法第十条第三項の危険物の取扱いの技術上の基準は、第二十四条及び第二十五条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、危険物の取扱いの技術上の基準は、次のとおりとする。

一 給油取扱所（第十七条第三項第一号から第三号までに掲げるもの及び顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）における取扱いの基準

ワ **給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入させないため必要な措置を講ずること。**

- ・ **業務の多様化に伴い、給油の業務を行わない時間帯においても給油の業務に付随する業務である物販店舗等の営業を行いたい旨の要望を受け平成13年11月21日付け消防危第127号が発出され、通知内では「係員以外の者を出入させないための措置は、給油空地等の危険物を取り扱う部分に講ずれば足りるものであると解する。」**としている。
- ・ **昨今の更なる業務の多様化に伴い具体的な実例・ニーズが増えてきたことを受け、令和元年度～令和2年度にかけて開催された「過疎地検討会[※]」において、給油の業務が行われていないときに給油取扱所に求められる安全対策について検討が行われ、令和2年3月27日付け消防危第88号及び令和3年3月30日付け消防危第50号を発出し、運用要領等の整理をしてきたところである。**

※ 過疎地検討会… 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会

給油の業務が行われていないときに求められる措置についてはこれまで通知により時代背景に沿って柔軟に運用を示してきたところである。

こうした取扱いについて統一的な運用が図られるよう、認められる建築物の用途の整理と併せて**法令上明確に位置づける**ことが適当ではないか。

関係通知

令和3年3月30日付け消防危第50号

「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」（要約）

1 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る基本的な考え方

- (1) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務は、規則第40条の3の6第1項で定める業務として扱うことが適当であること。また、宅配ボックス等の無人営業や、祭礼、イベント等の一時的利用もこれに含まれると解されること。ただし、消防法施行令別表第一（六）項に示す用途は除かれること。
- (2) 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に当たっては、車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置、避難等の安全管理策を講じることを基本とし、下記2又は3に掲げる具体的な安全対策を講じること。
- (3) (2)で講じた措置は、下記2の場合は、予防規程又は予防規程に関連する文書へ明記すること。また、下記3の場合は、火災予防条例（例）第5章の2「屋外催しに係る防火管理」の例により、危険物保安監督者等の給油取扱所の関係者からの届出に明記すること。

2 給油取扱所の営業時間外における販売等の業務の安全確保に係る具体的な対策

- (1) 危険物施設の管理及び車両衝突・いたずら・放火等による事故の防止
 - ① 給油に関係する設備に対し、保護カバー又はノズルの施錠及び電源遮断等の措置を行うこと
 - ② 施設利用に供さない部分の施錠を行うこと
 - ③ 車両及び従業員以外の者が危険物を取り扱う部分へ進入しないよう措置を講ずること
 - ④ 不必要な物件の放置を禁止するよう管理を徹底すること
 - ⑤ 裸火を使用しないこと（災害時等に安全な場所で発電機等を使用する場合を除く）
- (2) 火災・漏えい事故等緊急時の措置
 - ① 消火器等の消防用設備を消火及び避難上有効となるよう適切に設置すること
 - ② 緊急時の対応・措置に関する表示を行うこと
 - ③ 原則として危険物保安監督者等の給油取扱所関係者の立会いによる管理が必要であること
- (3) 避難及び不特定多数の者の利用に供する場合の留意事項
収容人員又は利用者数の制限・管理及び避難経路の確保を行うこと
- (4) その他
防火管理や施設管理の責任関係の明確化等に関する事項

3 祭礼・イベント等により給油取扱所をその営業時間外に一時的に利用する場合の安全確保に係る具体的な対策

利用用途及び利用者数を明確化した上で、2に掲げる対策等を講じること。

4 その他

関係通知の改正等

背景等

- 給油取扱所は、危険物の適切な貯蔵・取扱いをはじめ、敷地内の適切な安全管理により安全を担保。
- 社会情勢の変化により、給油取扱所を地域の拠点として、営業時間外にも給油以外の業務を行いたい要望。
- 事故防止の観点から、ハード・ソフトの両面から、①車両衝突・いたずら等による事故等の防止、②火災等緊急時の措置、③避難等の安全管理策を検討。

安全対策の技術的検討

【物的（ハード）対策】

- いたずら・給油設備等の誤作動の防止措置 [屋内/屋外]
- 利用に供さない部分の施錠 [屋内/屋外]
- 危険物を取り扱う部分への進入禁止措置 [屋外]
- 消火器等消火設備の設置 [屋内/屋外]
- 緊急時の対応・措置に関する表示（緊急連絡先・指示事項等） [屋内/屋外]

【人的（ソフト）対策】

- 裸火等火気の使用禁止
- 不必要な物件の放置禁止 [屋外]
- 危険物保安監督者等給油取扱所関係者の立会い
- 避難経路の確保 [屋内]
- 利用用途の制限
 - ☞ 避難困難となりうる用途を避ける
- 収容人員又は利用者数の制限・管理
 - ☞ 確実な避難対策
- 給油取扱所と施設利用者（イベント等主催者）側との間における責任関係の明確化

- 危険物の適切な貯蔵・取扱い等の管理のため、ハード・ソフトの両面から安全管理が行えることを前提に、店舗、飲食店又は展示場（と類する）用途に係る業務について、営業時間外の活動を認める。
- 予防規程又は予防規程に関連する文書への記載。
- 祭礼・イベント等の一時的な対応は、上記対応と同等の対応に加え、届出による当該利用の把握及び防火管理の徹底（火災予防条例（例）第5章の2の例など）が必要。
- 危険物保安監督者等において、当該施設の危険物保安を行うこと。



- 屋内**
- いたずら防止カバー
 - 施錠管理
 - 消火設備の設置
 - 緊急連絡先・指示事項等の表示
 - 利用用途の制限
 - 収容人員の制限・管理
 - 避難経路の確保

- 屋外**
- 裸火等火気の使用禁止
 - いたずら防止カバー又はノズルの施錠等
 - 車両進入禁止措置
 - 不必要な物件の放置の禁止
 - 消火設備の設置
 - 緊急連絡先・指示事項等の表示

火災・事故等の緊急時の連絡先
 危険物施設保安監督者 ○○○○
 0 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

火災・事故等の緊急時の連絡先
 危険物施設保安監督者 ○○○○
 0 1 2 - 3 4 5 6 - 7 8 9 0

：危険物を取り扱う部分（危政令第27条第6項第1号チ、省令第40条の3の4）

※株式会社タツノ提供